

第2 各論

1 公表権 (le droit de divulgation)

(1) 公表権の内容

「著作者のみが、その著作物を公表する権利を有する。第 132-24 条の規定に従うことを条件として、著作者は、公表の方法を決定し、かつ、公表の条件を定める」(121-2 条 1 項)。

公表とは、著作物を公衆に接触させる行為である。著作物を公表することにより、著作者は著作物を公の評価に委ねることになる。公表権は、著作物を著作者のもとから公に伝達し、公の評価に委ねて良いかどうかの判断を、著作者が決定できる権利である。したがって、著作者は、著作物を公に伝達することまたは伝達しないことを決定することができる。その結果、著作者は、当然に、公表の時期を決定できる。さらに、著作者は伝達方法を定めるなど、公表の方法や条件を定めることができる。

公表という事実行為があったとしても、著作物を公に伝達するという著作者の意思によるものでなければここでいう公表にはならない。著作者は、その意思によらない公表に異議を述べることができる。有形物の所有権を譲り受けたとしても著作権は取得しないので (111-3 条)、著作物の譲渡は公表を承諾したものとは考えられない (破毀院第 1 民事部 2005 年 11 月 29 日 01-17.034 は、舞台装飾の習作デッサンを渡したとしても公表とは認められないと判断した)。しかし、譲渡の態様によっては、伝達の意味があったか否かを判断する指標となる。

(2) 契約との関係

著作物の製作委託契約にもかかわらず、著作者が、公表権を理由として完成した著作物の引き渡しを拒むことは可能である。しかし、別途、債務不履行に基づく損害賠償の問題が生じる。破毀院民事部 1900 年 3 月 14 日 Whistler 事件は、「所有権は、画家がその絵画を引渡しかつそれが画家によって同意された者である場合においてしか、それを発注した当事者の手に渡らない」と判断し、画家が完成した絵画の引渡しを拒んだ事件において、引渡しを著作者に命じることを拒否した。公表権が制定される前であるが、公表権を認めた裁判例であると理解されている。現在も同様の運用がされている。

また、著作物の利用契約においても、契約の目的は財産権であり著作者人格権とは無関係であるため、公表権を行使することは可能である。

(3) 公表の効果

「著作物は、公表の有無にかかわらず、未完成であっても、著作者の構想の実現という事実のみによって創作されたものとみなされる」(111-2 条) ので、公表前の著作物であっても、著作権法により保護される。

公表前に存在する制作中の著作物は、著作者の人格に統合された一部である。そこで、

著作者のみがそれを公表するかどうか決めることができる。公表によって、著作財産権が発生する。したがって、公表されていない著作物は、占有者が善意であっても、取引の対象とならない。未公表の著作物は差押さえを受けることもない。公表によって、著作物は、著作者の人格に統合された一部ではなく、著作者の人格の延長となると考えられる。

著作者の資格は、反証がない限り、著作物はその名前で公表される自然人または法人に与えられる（113-1条、113-5条）。

また、公表により、例外の適用を受けることになる（122-5条）。

公表権については、ひとたび公表すれば消尽するのか、公表しても消尽することなく利用のたびに公表権を行使できるかが問題となる。判例は、著作者による最初の行使により公表権が消尽すると判断している（破毀院第1民事部2013年12月11日11-22.03111-22.522）。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237